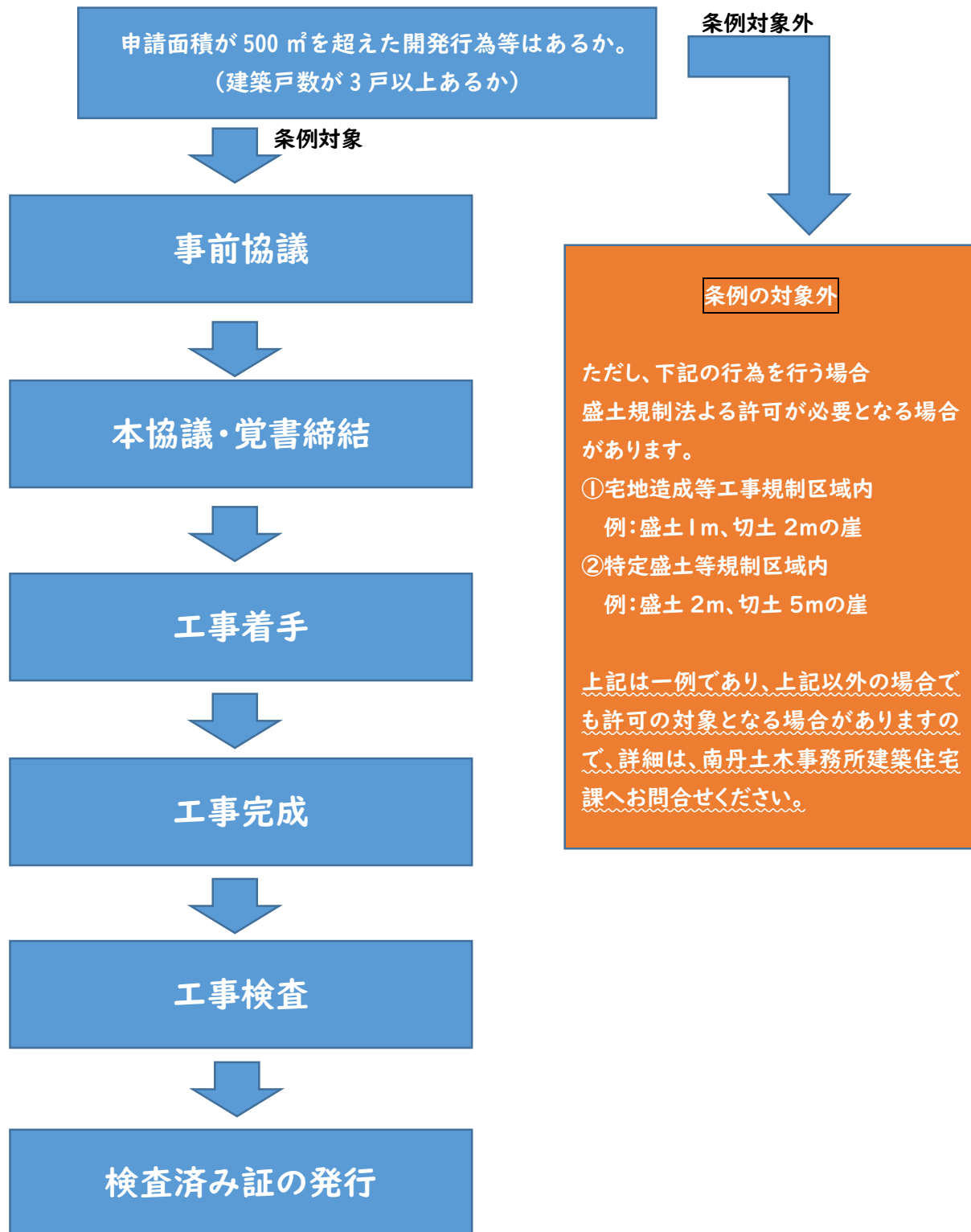


京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の手続きについて

(フロー図)



Ⅰ 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例による用語の定義等

開発行為等

開発行為、建築行為及び土砂等による土地の埋立て行為

開発行為

ア 都計法第4条第12項に規定する開発行為

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」

イ 盛土規制法第2条第2号に規定する土地の形質を変更する行為

「宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。」

建築行為

ア 建築基準法第2条第13号に規定する建築

「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。」

イ 建築物を建築する行為又は建築基準法第87条第1項に規定する建築物の用途を変更する行為

ウ 建築基準法第88条第1項及び第2項に該当するものを設置する行為

「煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの」

「製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するもの」

土砂等による土地の埋立て行為

土砂等により土地の埋立て、盛土及び堆積する行為

技術基準

この条例に定める公共施設、公益施設等についての基準は、下記の基準に適合しているもののほか、別に定める技術基準のとおりとする。

- (1) 都計法第33条の規定による開発許可の基準
- (2) 森林法第10号の2の規定による開発許可の基準及び林地開発許可制度取扱要領の運用基準
- (3) 宅地造成及び盛土規制法第13条及び第31条の規定による許可の基準
- (4) 京都府 開発許可に関する技術的基準
- (5) 京都府 開発行為において設置する擁壁の構造指針
- (6) 京都府 重要開発調整池に関する技術的基準
- (7) 京都府 都市計画法開発許可申請の実務

2 申請に必要な書類等について

事前協議

- ・開発行為に関する事前協議書（様式 15 号）
- ・添付図書
 - （1）位置図 1/25000～1/2500
 - （2）土地利用計画図 1/500 以上
 - （3）排水計画平面図 1/500 以上
 - （4）造成計画平面図 1/500 以上
 - （5）造成計画断面図 横断 1/500 以上、縦断 1/500 以上
 - （6）地籍図
 - （7）現況平面図 1/500 以上
- ・その他指示する図書

本協議・覚書締結

- ・開発行為等協議書（様式第 1 号）
- ・設計図
- ・添付書類
 - （1） 工事計画概要書（様式第 2 号）
 - （2） 開発区域内の土地及びその土地に存する工作物の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し
 - （3） 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書
 - （4） 工事を施行する資金が確保されていることを証する書類
 - （5） 法人にあっては、登記事項証明書
 - （6） 法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の許可申請をしようとする日の属する年の直前 2 年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - （7） 営業沿革調書（様式第 3 号）
 - （8） 工事施行者の工事経歴書、建設業の許可を受けていることを証する書類及び登記事項証明書
 - （9） その他町長が必要と認める図書
 - （10） 法施行規則第 16 条第 2 項による設計説明書（様式第 4 号）
 - （11） 法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号による施工に係る権利者及び隣接者の開発行為等に関する施工同意書（様式第 5 号）
 - （12） 法施行規則第 17 条第 1 項第 4 号による設計図書を作成した者の資格証明書（様式第 6 号）

※提出する書類は、「京都府 都市計画法に基づく開発許可申請書等の手引き」の記載事項により作成願います。協議が整いましたら、覚書を締結します。

その他、不明な点等ございましたら、土木建築課まで連絡願います。

工事着手

- ・工事着手届出書（様式第 10 号）
- ・工事工程計画表（様式任意）

工事標識

- ・工事標識（様式第 11 号）

工事完了

- ・工事完了届出書（様式第 12 号）
- ・完了検査チェック表
- ・出来形図（計画及び実測等対比できること）
- ・工事写真（施行前、施行中、竣工、全景等）
- ・工事写真位置図
- ・試験結果報告
- ・品質証明

工事検査

- ・現場検査の実施
- ・個別法による検査も同時（事前）に行います

検査済み証

- ・検査に合格すれば、検査済み証を発行します